

審 第 2 8 9 5 号
答 申 第 2 6 0 号
令和3年3月25日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年6月6日付け公委（広）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第230号

平成30年3月26日付けで審査請求人から提起された自己情報開示決定（平
成29年12月22日付け広発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年12月22日付け広発第〇〇号で行った自己情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年11月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「次の被害について〇〇警察署及び警察本部へ相談した記録一切全ての開示請求 1、平成〇〇年〇〇月〇〇日 車両損壊罪、窃盗罪 2、平成〇〇年〇〇月〇〇日 不法侵入罪、不退去罪、業務妨害罪」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の開示不開示の判断を15日以内に行い決定することが事務処理上困難であることを理由として、決定期間を延長し、自己情報開示決定等期間延長通知書（平成29年11月22日付け広発第〇〇号）により、審査請求人にその旨を通知した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、「公安委員会宛て苦情の追加文書の回付について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け事務連絡」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、平成29年12月22日付けで本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」又は「公安委員会」という。）に対し、平成30年3月26日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年6月6日付け公委（広）発第〇〇号で審議会に諮問した。
- (6) なお、実施機関は、本件決定と併せて、別途、広報県民課が保有する本件開示請求に係る個人情報について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広発第

〇〇号で自己情報部分開示決定（以下「別件決定」という。）をしているが、審査請求人は、当該決定について審査請求を行っていない。

また、実施機関は、本件決定及び別件決定以外に、千葉県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）、千葉県警察本部刑事部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）、〇〇警察署又は千葉県警察本部地域部地域課が保有する本件開示請求に係る個人情報を特定し、それぞれ自己情報開示決定又は自己情報部分開示決定をしており、これらの決定について、審査請求人は審査請求を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

- ①処分の不足に対して可及的速やかに全部開示するよう求める。
- ②回付受理後の取扱内容を開示するよう求める。

(2) 本件審査請求の理由

苦情申立後の回付後の取扱内容が開示されていない。

被害届不受理理由が開示されていない。全く不明である。

- ①犯罪捜査規範第61条1項における取扱が開示されていない。
- ②検察庁へ送致できないものに関する開示がされていない。
- ③捜査状況の問合せに応じないことの開示がされていない。
- ④捜査状況の回答は電話のみとすることの開示がされていない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件決定の理由

ア 本件文書の特定

請求内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める個人情報は、本件文書と特定した。

イ 苦情の性質

(ア) 苦情の定義

職務執行に対する苦情は、千葉県警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な職務の態様に対する不平不満をいう。

一般的苦情は、職務執行に対する苦情以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいう。

(イ) 苦情の受理

苦情を受理した場合には、公安委員会宛ての苦情については苦情受理報告書を、また、千葉県警察宛ての苦情については苦情受理票を作成する。

(ウ) 苦情の処理

受理した苦情については、広報県民課を經由して関係所属へ通知し、関係所属にて調査を行う。また、苦情の内容に基づいて、調査結果を公安委員会や実施機関に報告するとともに、苦情を申し出た者への通知等調査結果を踏まえた措置を講じる。

(エ) 苦情関係書類の保存

苦情受理票及び苦情処理票等の苦情関係書類は、広報県民課及び関係所属が保有する「苦情受理関係（保存期間：3年）」の簿冊に編綴される。

ウ 決定の該当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定における文書特定に誤りがあり、開示されるべき文書が不足していると主張していると認められることから、本件決定の文書特定について検討を実施した。

本件決定に係る文書特定については、請求内容を元に実施機関においてなされた文書検索を元にしており、その結果、審査請求人の個人情報記録する行政文書と認められたもののうち、開示決定が可能なものについて本件決定を行ったものであり、決定に誤りは認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、苦情申立後の取扱内容が開示されていないと主張しているが、実施機関は本件開示請求時点で作成されている文書について検索を行い、本件文書を特定していることから、本件開示請求に係る文書特定に誤りは認められない。また、審査請求人がその他に主張している内容については、本件開示請求に係る文書特定や本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考ええる。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(3)のとおり本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行ったと認められる。

審査請求人は、前記3のとおり、処分の不足に対して全部開示するように求め、また、回付受理後の取扱内容を開示するように求めており、これは、審査請求人が被害について相談した件につき、本件文書以外に、広報県民

課が保有する行政文書が存在し、そこに自己の個人情報記録されているとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 本件開示請求に係る相談について

本件開示請求に係り実施機関が開示し、又は部分開示した個人情報を確認したところ、審査請求人が本件開示請求で求める個人情報の内容として記載する被害（以下「本件被害」という。）に係り審査請求人が〇〇警察署又は千葉県警察本部に対して行った相談には、次に掲げるものがあると認められる。

- ① 警察相談票「業者の訪問について事件として扱って欲しい（本部来訪）」（平成〇〇年〇〇月〇〇日受理、警務課警察総合相談室）に係る相談（以下「本件相談1」という。）
- ② 警察相談票「以前相談した件で被害届を出したいので担当者が知りたい」（同年〇〇月〇〇日受理、警務課警察総合相談室）に係る相談（以下「本件相談2」という。）
- ③ 苦情受理票「〇〇署の被害届不受理は正しいのか」（受理番号143号）（同年〇〇月〇〇日受理、広報県民課広聴係）に係る相談（以下「本件相談3」という。）
- ④ 「苦情申立書」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談4」という。）
- ⑤ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書（以下「本件苦情文書1」という。）に係る相談（以下「本件相談5」という。）
- ⑥ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書（以下「本件苦情文書2」という。）に係る相談（以下「本件相談6」という。）

(3) 部分開示決定との関係について

前記2(6)のとおり、実施機関は、本件決定と併せて、別件決定において、広報県民課が保有する本件開示請求に係る個人情報を特定しているので、審議会としては、本件文書に記録された個人情報のほかに、本件開示請求に係る個人情報を広報県民課が保有する場合であっても、当該個人情報を別件決定で特定している場合は、本件決定において個人情報の特定に違法はないと判断する。

そこで、審議会において確認したところ、実施機関が別件決定において特定した個人情報記録された行政文書は次のとおりであった。

- ① 苦情受理票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広発第〇〇号（以下「別件文書1」という。）
- ② 苦情処理票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広収第〇〇号（以下「別件文書2」という。）

- ③ 苦情処理票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広収第〇〇号（以下「別件文書3」という。）
- ④ 公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（公委第〇〇－〇〇号の調査依頼） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広発第〇〇号（以下「別件文書4」という。）
- ⑤ 公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（公委第〇〇－〇〇号の調査回答） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広発第〇〇号（以下「別件文書5」という。）
- ⑥ 公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広収第〇〇号（以下「別件文書6」という。）
- ⑦ 公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広収第〇〇号（以下「別件文書7」という。）
- ⑧ 公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（公委第〇〇－〇〇号の調査依頼） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広発第〇〇号（以下「別件文書8」という。）
- ⑨ 公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（公委第〇〇－〇〇号の調査回答） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広発第〇〇号（以下「別件文書9」という。）
- ⑩ 公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け広収第〇〇号（以下「別件文書10」という。）

(4) 個人情報の特定の妥当性について

ア 各相談における本件開示請求に係る個人情報の特定について

(ア) 本件相談1及び2について

審議会で見分したところ、本件相談1及び2については、警務課の警察総合相談室で受け付けた相談を警務課及び〇〇警察署で対応していると認められるので、広報県民課において、本件相談1及び2に係る個人情報を保有していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 本件相談3について

審議会で見分したところ、本件相談3については、広報県民課の広聴係で受け付けた苦情について、広報県民課は、別件文書1で刑事総務課及び〇〇警察署に通知し、〇〇警察署に対して、調査し、刑事総務課と協議の上、報告するように依頼しており、また、〇〇警察署からその報告を別件文書2及び3で収受していると認められる。

そうすると、広報県民課において、別件決定において別件文書1、2及び3に記録された個人情報を特定しているので、本件相談3に係

り、本件決定において本件開示請求に係る個人情報に特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 本件相談４について

審議会で見分したところ、本件相談４については、公安委員会で収受した苦情申立書について、広報県民課で調査依頼を受け、それを別件文書４の文書で関係所属である刑事総務課及び〇〇警察署に調査依頼し、また、刑事総務課及び〇〇警察署で調査した結果を別件文書６又は７で収受し、報告を受けた広報県民課は、別件文書５により公安委員会に対して調査の結果を回答していると認められる。

そうすると、広報県民課において、別件決定において別件文書４から７までに記録された個人情報を特定しているのに、本件相談４に係り、本件決定において本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(エ) 本件相談５について

審議会で見分したところ、本件相談５については、本件苦情文書１を収受した公安委員会から調査依頼を受けた広報県民課は、別件文書８の文書で関係所属である〇〇警察署に調査依頼し、また、〇〇警察署で調査した結果を別件文書１０で収受し、別件文書９により公安委員会に対して調査の結果を回答していると認められる。

そうすると、広報県民課において、別件決定において別件文書８から１０までに記録された個人情報を特定しているのに、本件相談５に係り、本件決定において本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(オ) 本件相談６について

- a 本件文書は、本件相談６に係り審査請求人から提出された本件苦情文書２を千葉県警察本部総務部総務課から回付を受けた広報県民課が課内で供覧した行政文書である。

実施機関は、本件決定に係る自己情報開示決定通知書において、開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名を単に「公安委員会宛て苦情の追加文書の回付について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け事務連絡」と記載し、決定通知書を見ただけでは、実施機関が何を開示したか判別できない。審議会で見分したところ、実施機関が開示決定した本件文書は、「公安委員会宛て苦情の追加文書の回付について」（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け事務連絡）（以下「本件事務連絡」という。）並びに本件事務連絡に添付されて回付を受けた本件苦情文書２、審査請求人が本件苦情文書２に添付して提出し

た書類及び本件苦情文書2を審査請求人が提出したときに使用した郵便封筒の写しから構成されている。

したがって、本件事務連絡に関連して文書の特定に不足があったとは認められないが、自己情報開示決定通知書には、開示を決定した個人情報記録された行政文書を具体的に特定できることが望ましい。

- b 次に、広報県民課は、本件相談6に係り、本件文書に記録された個人情報以外の個人情報を特定していないので、この点について、以下、検討する。

審議会で見分したところ、審査請求人は本件被害に対する〇〇警察署の対応について本件苦情文書1で書面による回答を求めており、これに対して、〇〇警察署は「苦情申出に関する御連絡について」と題する平成〇〇年〇〇月〇〇日付け文書によって審査請求人に電話による連絡を求めたところ、審査請求人が本件苦情文書2によって、さらに書面による回答を求めたもので、本件苦情文書2の内容は、本件苦情文書1と同様なものと認められる。

そして、本件苦情文書1に対する対応は、前記(エ)のとおりであるから、本件苦情文書2に対する対応は、本件苦情文書1に対する対応によってなされており、本件相談6に係り、関係所属に調査依頼を行う等の処理をしていない。したがって、本件文書に記録された個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに特段不自然、不合理な点は見当たらない。

- イ さらに、審議会が諮問実施機関を通じて、あらためて実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しないことが確認された。

- ウ したがって、実施機関が、本件決定において本件開示請求に対して本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情は見受けられない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|--------------------|
| 平成30年 6月11日 | 諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理 |
| 令和 2年 9月23日 | 審議（令和2年度第4回第2部会） |
| 令和 2年10月26日 | 審議（令和2年度第5回第2部会） |
| 令和 2年11月26日 | 審議（令和2年度第6回第2部会） |
| 令和 3年 1月25日 | 審議（令和2年度第8回第2部会） |

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

| 氏 名 | 職 業 等 | 備 考 |
|--------|--------------------------|----------|
| 石井 徹哉 | 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授 | |
| 中曾根 玲子 | 國學院大學法学部教授 | 部会長 |
| 藤岡 園子 | 弁護士 | 部会長職務代理者 |